

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（397）」

2. 日時：平成28年8月17日 10時00分～11時10分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

江崎安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、大塚係員、郡安技術参与、糸賀原子力規制専門員

（安全技術管理官（地震・津波）付）

鈴木技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループ  
マネージャー 他14名

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部副長 他1名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ副長 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長 他  
1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（原子力耐震）他1名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。  
<下位クラス施設の波及的影響の検討について>

○ 定検時にPCVヘッド等のレイダウンエリアから原子炉ウェル内へ落下し燃料体へ波及的影響を及ぼすおそれがある（下位クラス）施設や機器の有無についても説明すること。

○ 竜巻等の外部事象に対して、今後設置される防護設備によるSクラス施設等への波及的影響についても漏れなく検討されていることを説明すること。

○ 圧力容器に接続している下位クラス設備（計装配管等）の配置、構造や設計耐力について整理し上位クラス施設への波及的影響について説明

すること。

- 原子力発電所における地震被害事例の要因整理については、柏崎6、7号炉での対策の要否についても説明すること。（他の条文に対する説明で示している場合には、そのことを記載し、検討に漏れが無いことが確認できるようにすること。）

（2）東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震による損傷の防止について（補足説明資料）